



# 目 次

<b>I 特許法序説</b>	1
<b>1 はじめに</b>	1
(1) 特許法とは	1
(2) 特許法に対する国民の関心と理解	2
(A) 国民の関心	2
(B) 国民の理解	4
(3) 特許法の近代化	5
<b>2 特許法の目的</b>	7
(1) 発明の保護	8
(A) 発明の保護の手段	8
(B) 独占権による保護	8
(2) 発明の利用	10
(A) 発明の公開	11
(C) 発明の自由実施	14
(B) 発明の実施	12
(3) 産業の発達	15
(4) 特許制度の原理	16
(A) 基本権（自然権）説	17
(i) 秘密公開説	18
(ii) 基本的財産権説	17
(ii) 基本的受益権説	17
(iii) 過当競争防止説	19
(B) 産業政策説	18
<b>3 特許制度の起源と主要国の特許法</b>	21
(1) 特許制度の起源	21
(2) 外 国	22

## 12 目 次

(A) イギリス.....	22	(D) 西ドイツ.....	29
(i) 最初の特許法ができるまで.....	22	(i) ドイツ帝国成立前の特許法.....	29
(ii) 専売条例.....	24	(ii) ドイツ帝国成立後の特許法.....	29
(iii) イギリス法の特色.....	25		
(B) フランス.....	26	(iii) 西ドイツの特許法.....	30
(C) アメリカ.....	27	(E) ソ連.....	30
(i) 植民地時代の特許法.....	27	(i) ソ連特許法の変遷.....	30
(ii) 独立後の特許法.....	27	(ii) ソ連法の特色.....	31
(iii) アメリカ法の特色.....	28		
<b>4 わが国における特許制度の沿革.....</b>	<b>35</b>		
(1) 徳川時代の発明.....	35		
(2) 特許制度の紹介と実験.....	36		
(3) わが国最初の特許法.....	37		
(4) 特許条例.....	39		
(5) 特許法（明治 32 年法）.....	41		
(6) 明治 42 年法 .....	41		
(7) 大正 10 年法 .....	41		
(8) 昭和 34 年法 .....	42		
(9) 昭和 45 年法 .....	43		
<b>5 特許制度の国際化 .....</b>	<b>43</b>		
(1) 序 説.....	43		
(A) 特許制度の国際的普及.....	43	(B) 普及上の問題.....	43
(2) 工業所有権の保護に関するパリ条約.....	45		
(A) パリ条約の特色.....	47	民待遇) .....	48
(B) パリ条約の 3 大原則.....	48	(ii) 優先権制度.....	49
(i) 内外人平等の原則（内国.....		(iii) 各国特許独立の原則.....	52

(3) 特許制度の国際的利用の現状	53
(4) 特許法の調整・統一への歩み	55
(A) アフリカ・マダガスカル特許	(D) 北欧4カ国特許法の同一化 58
	..... 55
(E) 特許協力条約(PCT)	58
(B) 特許法の一部統一に関する欧州条約	(F) 国内法の国際化 63
	56
(G) 運用の国際協力	63
(C) 欧州特許条約	57
II 特許を受けることができる発明	65
1 発明の定義	65
(1) 自然法則の利用	66
(A) 自然法則	66
(B) 自然法則の利用	67
(2) 技術的思想	70
(A) 技術	70
(i) 技術の定義	70
(ii) 技術の客觀性	70
(iii) 発明と技術	71
(iv) 発明の実体と形体	72
(v) 発明の抽象性と具体性	72
(B) 技術的思想	71
(3) 創作の高度	74
(A) 創作	74
(iii) 自明のものでないこと	75
(i) 新しさ	74
(ii) 作り出すこと	75
(B) 発見と創作(発明)の関係	75
(C) 創作の高度	77
(4) 発明の種類	78
2 発明の特許要件	81
(1) 産業上の利用性	81
(A) 産業	81
(B) 利用	82
(i) 利用は、可能性があれば	
(ii) たるか	83
(C) 実務慣行	82
(D) 産業上の利用性に関する問題	
(ii) 経済性は必要か	84

## 14 目 次

(iii) 技術的不利益を伴うもの はどうか.....	85
はどうか.....	84
(iv) 技術的に価値の低いもの はどうか.....	86
(2) 発明の新規性.....	88
(A) 原 則.....	89
(i) 新規性判断の時期的基準 .....	97
(ii) 新規性判断の地域的基準 .....	98
(iii) 公然知られた発明（公知 発明）.....	99
(iv) 公然実施をされた発明 （公用発明）.....	100
(v) 頒布された刊行物に記載 された発明（公知文献記載 の発明）.....	101
(B) 例外（新規性喪失の例外規定） (i) 技術的効果の試験の実施 による公知.....	98
(ii) 刊行物発表による公知.....	98
(iii) 特定学術団体における発 表による公知.....	99
(iv) 意に反する公知.....	100
(v) 博覧会出品による公知.....	101
(vi) 例外規定に関する二、三 の問題.....	101
(3) 発明の進歩性.....	102
(A) 特許要件としての必要性… 102	
(B) 進歩性の規定の解釈..... 103	
(i) その発明の属する技術分 野.....	103
(ii) 通常の知識を有する者… 104	
(C) 進歩性判断の前提..... 105	
(D) 進歩性の判断基準..... 106	
(i) 標準的基準..... 107	
(ii) 参考的基準..... 110	
(iii) 疑わしきは許すべきか… 111	
(iv) 進歩性判断上の諸類型… 111	
(4) 発明の先願性等.....	116
III 特許を受けることができない発明 .....	117
1 飲食物または嗜好物 .....	117
2 医薬またはその混合方法 .....	119
(1) 特許を与えない理由 .....	119

(2) 医薬とは.....	119
(3) 混合方法とは.....	120
(4) 医薬特許制度への動き.....	120
<b>3 化学物質 .....</b>	<b>121</b>
(1) 特許を与えない理由.....	121
(2) 化学物質とは.....	122
(3) 化学物質特許制度への動き.....	124
(4) 化学物質特許制度上の問題点.....	125
<b>4 原子核変換の方法により製造されるべき物質.....</b>	<b>129</b>
<b>5 公序良俗・公衆衛生を害するおそれがあるもの.....</b>	<b>129</b>
<b>6 動植物に関する発明の特許性 .....</b>	<b>131</b>
(1) 生産方法の発明.....	131
(2) 物の発明.....	132
<b>7 コンピューターの利用技術の特許性 .....</b>	<b>134</b>
<b>IV 特許を受けることができる者 .....</b>	<b>137</b>
<b>1 発明者 .....</b>	<b>137</b>
(1) 発明者の権利.....	137
(2) 共同発明者.....	138
(A) 共同発明者の権利.....	138
(C) 共同研究契約.....	140
(B) 共同発明かどうかの判断.....	139
<b>2 承継人 .....</b>	<b>141</b>
<b>3 先願者 .....</b>	<b>142</b>
(1) 先願主義と先発明主義.....	142
(2) 先後願判断の時期的基準.....	145

## 16 目 次

(3) 同日出願の場合の取扱い.....	146
(4) 先願等の対象とされないもの.....	147
(5) 同一出願人の先後願等の取扱い.....	149
(6) 先後願関係の有無判断基準.....	149
(A) 本来の先願（狭義）..... 義）.....	156
(i) 基本的的前提..... 150	(i) 趣 旨..... 157
(ii) 原 則..... 151	(ii) 範 囲..... 158
(B) 拡大された範囲の先願（広	
<b>4 従業者発明について特許を受けることができる者.....</b>	<b>160</b>
(1) 概 説.....	160
(2) 従業者発明の種類.....	162
(3) 職務発明.....	162
(A) 使用者等の業務範囲に属する 発明..... 163	(ii) 発明をするに至った行為 ..... 164
(B) 発明をするに至った行為が職 務に属する発明..... 164	(iii) 職務内容とポスト..... 165 (iv) 現在または過去の職務..... 166
(i) 職 務..... 164	(v) 退職後の発明..... 167
(4) 職務発明についての権利の帰属.....	168
(A) 使用者の役割と従業者の役割 ..... 168	(D) 従業者の受ける権利..... 170 (i) 対 価..... 170
(B) 両者の利害の調整..... 169	(ii) 対価の種類..... 171
(C) 使用者の受ける権利..... 169	(iii) 実績補償の算定方式..... 172
(5) 業務発明の取扱い.....	173
(A) 予約承継の無効..... 174	(B) 償行的措置..... 174
<b>5 外国人 .....</b>	<b>175</b>
<b>V 特許出願手続・審査手続.....</b>	<b>177</b>
<b>1 特許出願手続.....</b>	<b>178</b>

(1) 書面主義.....	178
(A) 願書.....	179
(v) 追加の関係.....	195
(B) 明細書.....	180
(vi) 明細書作成上の一般的注意.....	196
(i) 発明の名称.....	180
(ii) 図面の簡単な説明.....	180
(C) 図面.....	197
(iii) 発明の詳細な説明.....	181
(D) 明細書・図面の例.....	198
(iv) 特許請求の範囲.....	185
(2) 補正制限主義.....	201
(A) 公告決定前の補正.....	202
(B) 公告決定後の補正.....	206
(i) 補正の範囲.....	202
(C) 特許後の補正.....	207
(ii) 補正をすることができる者.....	207
時期.....	204
(3) 一発明一出願の原則とその例外（併合出願制度）.....	209
(4) 願書等の書類提出の効力発生時期.....	215
(5) 出願手続を追行できる者.....	216
(6) 出願の変更.....	217
(A) 意義と必要性.....	217
出願・意匠登録出願相互間の変更.....	219
(B) 効果.....	218
(C) 手続.....	219
(ii) 独立と追加の特許出願相互間の変更.....	220
(i) 特許出願・実用新案登録.....	
(7) 出願の分割.....	221
(A) 意義と必要性.....	221
(C) 手続.....	222
(B) 効果.....	222
<b>2 特許審査手続.....</b>	<b>223</b>
(1) 審査主義と無審査主義.....	223
(A) 利害得失.....	224
の限界と近代化.....	226
(B) 技術革新下における審査主義	
(2) 出願公開.....	233

## 18 目 次

(A) 公開の時期	233	(ii) 優先審査制度	238
(B) 公開の方法	234	(iii) 調査依頼	239
(C) 公開の効果	234	(iv) 情報提供	239
(i) 補償金請求権	235		
(3) 出願審査の請求			240
(A) 請求期間	240	(D) 請求の公告	242
(B) 請求人	241	(E) 請求の効果	242
(C) 請求手続	241		
(4) 審査手続			243
(A) 審査官	243	(i) 出願公告の決定	244
(B) 審査官が拒絶の理由を発見し たとき	243	(ii) 出願公告	245
(C) 審査官が拒絶の理由を発見し ないとき	244	(iii) 出願公告後の手続	251
(D) 訴訟との関係		(D) 訴訟との関係	252
(5) 対応後の手続			252
(A) 特許査定後の手続	252	(C) 再審査手続（審査前置手続）	
(B) 拒絶査定後の手続	254		254
(6) 審査手続系統一覧表			254
<b>VII 特許権</b>			255
<b>1 特許権の性質</b>			255
<b>2 特許権の効力</b>			256
(1) 原 則			256
(A) 実施の意義	257	(B) 業としての実施の意義	261
(i) 物の発明の実施	257	(C) 権利を専有する	261
(ii) 方法の発明の実施	260		
(2) 例 外			262
(A) 制限的例外	262	(i) 他人の実施をそのまま認	

めざるを得ない場合	262	(i) 特許が物の発明について されている場合	274
(ii) 自己の特許発明でありながら自由に実施できない場合(利用発明)	267	(ii) 特許が方法の発明について されている場合	274
(B) 拡張的例外(付加的効力)	273	(iii) 間接侵害に関する問題	274
<b>3 特許権侵害</b>	<b>276</b>		
(1) 特許権侵害の特殊性	276		
(2) 民事上の救済方法	277		
(A) 差止請求権	278	(C) 不当利得返還請求権	284
(B) 損害賠償請求権	281	(D) その他の措置	284
(i) 損害額の推定	282	(i) 生産方法の推定	284
(ii) 過失の推定	283	(ii) 信用回復の措置	286
(iii) 軽過失の場合の損害	283	(iii) 書類の提出命令	286
(3) 刑事上の救済方法	286		
(4) 侵害の追及に対する防御方法等	286		
(A) 技術的範囲に属しないとの主張	287	(B) 特許無効の主張	287
	287	(C) 実施権存在等の主張	288
(5) 和解と調停による解決	288		
(A) 裁判上の和解	289	(B) 調停	289
(6) 技術的範囲	289		
(A) 一般的基準	290	(ii) 拡張解釈論	295
(B) 参考的基準	293	(iii) 縮小解釈論	304
(i) 請求範囲絶対論	293		
<b>4 特許権者の義務</b>	<b>306</b>		
(1) 特許料の納付	306		
(2) 特許発明の適当な実施	307		
(A) 不実施の場合の強制的実施	308	(i) 規定の内容	308

## 20 目 次

(ii) 規定の発動	310	(ii) 公共の利益のため特に必要とは	311
(B) 公共の利益のため特に必要がある場合の強制的実施	311	(C) 利用発明に対する実施の許諾等	313
(i) 規定の内容	311		
(3) 正当な権利の行使	313		
(A) 特許権者の地位の濫用	313	(iv) 輸出制限	315
(B) 特許権者の地位の濫用として問題となる事項	314	(v) 特許権存続期間満了後の制限その他	315
(i) 製品価格の指定、再販売価格の指定	314	(vi) 改良発明の取扱い等	315
(ii) 原材料購入拘束	314	(vii) 同種の特許権の集中	316
(iii) 競争品等の取扱いの制限	315	(viii) 交互的実施許諾契約	316
		(ix) 特許プール契約	316
(4) 特許表示の励行	317		
<b>5 特許権の共有</b>	<b>318</b>		
(1) 持分の譲渡等の制限	319		
(2) 特許発明の実施上の制限	319		
(3) 実施権の設定上の制限	320		
(4) 審判請求上の制限その他	321		
<b>6 特許権の移転</b>	<b>321</b>		
<b>7 特許権の存続期間</b>	<b>323</b>		
(1) 特許権の存続期間の有限性	323		
(2) 存続期間の決定基準	324		
(3) わが国の特許権の存続期間	326		
(A) 原則	326	(B) 例外	326
<b>8 特許権の消滅等</b>	<b>327</b>		
<b>9 追加の特許権</b>	<b>328</b>		

(1) 独立の特許権と追加の特許権	328
(2) 追加の特許を受けることができる発明	330
VII 実施権	331
1 専用実施権	332
(1) 専用実施権の範囲	332
(2) 専用実施権の効力等	333
(3) 専用実施権の設定	333
(4) 専用実施権の移転	333
(5) 専用実施権の消滅	334
(6) その他	334
2 通常実施権	334
(1) 通常実施権の種類・内容	335
(A) 許諾実施権・実施契約	335
(i) 一般的の注意事項	336
(ii) 事前調査	336
(iii) 実施料の算定	336
(iv) 実施契約後にされた改良	340
発明に対する取扱い	337
(C) 裁定実施権	345
(B) 法定実施権	339
(i) 種類	339
(ii) 先使用権	340
(C) 裁定実施権	345
(2) 通常実施権の効力	345
(A) 訴権	345
等にある場合	346
(B) 質権の設定	346
(E) 登録した通常実施権の効力	346
(C) 訂正審判請求等の承諾	346
(F) 再実施権の許諾	347
(D) 他人の特許発明等と利用関係	
(3) 通常実施権の移転・消滅等	347
(4) その他	348
VIII 審判・判定・再審	349

## 22 目 次

<b>1 審 判</b> .....	349
(1) 審判制度の目的.....	349
(2) 審判の種類・内容.....	351
(A) 拒絶査定不服の審判.....	351
(i) 請求できる期間.....	351
(ii) 審査前置.....	351
(iii) 審判の審理.....	356
(B) 特許無効の審判.....	357
(i) 趣 旨.....	357
(ii) 請求できる期間.....	357
(iii) 請求できる者.....	358
(iv) 特許無効の理由.....	359
(v) 特許無効の効果.....	359
(C) 訂正の審判.....	360
(i) 趣 旨.....	360
(ii) 訂正できる事項.....	360
(iii) 訂正の効力.....	362
(iv) 訂正審判の請求手続.....	362
(v) 訂正審判に関する諸問題.....	362
(D) 訂正無効の審判.....	366
(E) 補正却下の決定不服の審判.....	366
(3) 審判手続一般.....	367
(A) 審判の請求・取下.....	367
(B) 審 理.....	367
(i) 方式審理.....	367
(ii) 適法性審理.....	368
(iii) 請求書の副本の送達と答弁書の提出等.....	368
(iv) 審判官.....	368
(v) 審理方式.....	369
(vi) 参 加.....	372
(vii) 審判の終了.....	373
(viii) 審 決.....	373
(4) 審判と訴訟との関係.....	374
(5) 審判手続系統一覧表.....	376
<b>2 判 定</b> .....	376
(1) 判定制度の目的.....	376
(2) 判定の効力.....	377
(3) 判定手続.....	378
(4) 判定基準.....	378
(5) 判定上の問題.....	379

(A) 判定は被請求人を必要とする か.....	379	(C) 判定制度は改正する必要がな いか.....	380
(B) 判定は対象物が特許請求の範 囲に属するかどうかの判断に限			
<b>3 再 審 .....</b>	<b>380</b>		
(1) 趣 旨.....	380		
(2) 手 続.....	381		
(3) 再審によって回復した特許権の効力等.....	381		
<b>IX 特許訴訟 .....</b>	<b>383</b>		
<b>1 特許訴訟の意義 .....</b>	<b>383</b>		
<b>2 特許訴訟の特色 .....</b>	<b>383</b>		
(1) 管 轄.....	383		
(2) 当事者.....	384		
(3) 出訴期間.....	384		
(4) 審理手続.....	385		
(5) 判 決.....	385		
<b>3 上 告 .....</b>	<b>386</b>		
(1) 上告期間.....	386		
(2) 上告理由.....	387		
<b>X 特許刑法 .....</b>	<b>389</b>		
<b>1 特許権侵害罪.....</b>	<b>389</b>		
<b>2 特許詐欺罪.....</b>	<b>390</b>		
<b>3 虚偽表示の罪.....</b>	<b>390</b>		
(1) 虚偽表示の態様.....	390		

## 24 目 次

(2) 虚偽表示についての問題	391
(A) 番号を省略した特許表示	391
(B) 特許権消滅後の特許表示	391
(C) 特許出願中の特許表示	392
(D) 誇大広告	392
(E) 侵害品の特許表示	393
(F) 登録実用新案の特許表示	393
(G) 外国特許表示	394
4 偽証等の罪	394
5 秘密漏洩罪	394
6 両罰規定	395
XI 特許法と密接な関係を有する法律等	397
1 実用新案法	398
(1) 実用新案制度の目的	398
(2) 特許法との差異	399
(A) 保護の対象（発明と考案）	400
(B) 登録要件	400
(i) 進歩性	400
(ii) 物品に係る考案	402
(C) 登録を受けることができない	
(D) 出願・審査手続	406
(E) 実用新案権	406
(F) 審判・判定・再審・訴訟	407
(G) 罰則	407
(3) 実用新案制度に関する問題	407
2 意匠法	409
(1) 意匠の意義と意匠法の目的	409
(2) 保護の対象	410
(A) 意匠の定義	410
(B) 保護される意匠	410
(C) 意匠の登録要件	411
(3) 出願・審判・登録	412
(4) 意匠権	412
(5) 特許権・実用新案権との関係	413

目 次 25

3 ノウ・ハウ .....	414
(1) 定 義.....	414
(2) ノウ・ハウ保護の必要性.....	415
(3) 法律的保護の内容.....	415
 付録 I 特許法.....	421
II 実用新案法.....	461
III 工業所有権保護に関するパリ条約（抄）.....	477
IV 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（抄）.....	482
事項索引 .....	483
条文・外国法・条約索引 .....	496